

企画提案公募に関する質問、回答

委託業務名：中小企業への脱炭素経営導入支援業務

No.	質問内容	回答
1	8月6日(水)実施予定のプレゼンテーションはオンラインでも可能でしょうか。	選定委員が提案内容をより正確に把握し、適正な審査ができるよう、原則として、即時的なフィードバックが可能な「対面式」でのプレゼンテーションをお願いします。 「対面式」でのプレゼンテーションがどうしても困難な場合は、別途協議させていただきますので、事務局まで御相談ください。
2	チラシは A4 裏表のものを想定しておりますが相違ないでしょうか。 又チラシの作成についての記述はありますが、印刷・配布については記載がありません。どのように想定しておけば良いでしょうか。	公募要領(9(3)審査基準)に記載のとおり、「事業の周知、支援企業の募集」の一つとして、チラシの作成方法についても選定委員会において企画提案内容を審査します。 事業の周知、支援企業の募集を効率的かつ効果的に行うため、どのようにチラシを作成・活用するか、具体的な提案をお願いします。 なお、最終的な仕様は、選定委員会が選定した受託予定者と県において協議を行い、決定いたします。

No.	質問内容	回答
3	支援対象にはなったものの協力頂けずに算定が出来ないケースが想定されます。 支援企業を 300 社でスタートすると結果は 300 社に満たない可能性があります。問題ないでしょうか。 又集客の結果 300 社に満たなかった場合はどのような扱いになるのでしょうか(支援完了した企業分だけ支払われるとの理解で良いでしょうか)	公募仕様書(4 委託内容等)に記載した支援事業者数※を目標として真摯に事業に取り組んでいただいた結果であれば、支援事業者数が仕様を下回ったとしても、特に問題とすることはありません。 ※ 温室効果ガス排出量の算定支援:300 社 温室効果ガス排出量削減目標の設定支援:55 社
4	削減目標の設定支援を行う事業者数は 55 社とありますが、支援申込みが 55 社に満たない可能性があります。問題ないでしょうか。 又申込受付の結果 55 社に満たなかった場合はどのような扱いになるのでしょうか(支援が完了した企業分だけ支払われるとの理解で良いでしょうか)。	ただし、公募仕様書(9 金額積算の補足)に記載のとおり、「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」については、支援が完了した事業者数に応じて、委託料の支払いを行うこととしております。 このため、公募要領(7(2)イ 企画提案書)に記載のとおり、「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」については、1事業者あたりの支援に要する費用を明示ください。
5	支援事業者数について、申込が少ないことも想定されます。算定 300 社、目標設定 55 社に満たなかった場合はどうなりますか？ 減額される場合はどのような計算式でしょうか？	※ 積算内容の妥当性についても審査対象としておりますので、固定報酬部分(事業の周知、支援企業の募集)に過大な費用を計上し、成果報酬部分(温室効果ガス排出量の算定支援、温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援)を意図的に低く設定することがないようにしてください。
6	支援事業者数について、申込が少ないことも想定されます。最低実施社数等がありますか？	

No.	質問内容	回答
7	支援事業者数の考え方について教えてください。 算定の 300 社ですが、これは「算定ツールを使用して少なくとも令和6年4月～令和7年3月のScope1,2の月毎の排出量の算定を完了した事業者」という認識で間違いないでしょうか？ 例えば以下のような企業は 300 社にはカウントされないでしょうか？ ・ツール導入、Scope1 の算定はしたものの Scope2 の算定は完了していない ・令和5年4月～令和6年3月の算定のみ行った	公募仕様書(4(2)イ 温室効果ガス排出量の算定支援)に記載のとおり、少なくとも「Scope1およびScope2」について、「令和6年4月以降の温室効果ガス排出量を月毎に数値化し明示」いただくことが必要となります。 原則として、温室効果ガス排出量の算定時点において算定が可能な令和6年4月以降の全期間※におけるScope1・Scope2について、数値化を行っていただくことが必要となります。 ※ 算定時期によって異なりますが、少なくとも令和7年度の途中までは数値化できるものと想定しております。 なお、温室効果ガス排出量管理システムのサービスを令和8年3月31日まで利用可能とすることを委託要件としておりますので、算定以降の期間については、当該要件に基づき必要な支援を行ってください。 なお、本事業の委託期間外に実施された温室効果ガス排出量の算定は、当然のことながら、本委託事業の対象外となります。

No.	質問内容	回答
8	支援事業者数の考え方について教えてください。 削減目標設定の 55 社ですが、これは「エネルギー使用状況の分析と中小企業版 SBT に沿った目標設定を行った事業者」という認識で間違いないでしょうか？ また「目標設定を行う」というのは、年度や数値の共通認識を持つだけで良いのでしょうか？例えば、目標達成に向けた削減計画策定や社内承認取得等のプロセスが必要でしょうか？	公募仕様書(4(2)イ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援)に記載のとおり、55社を対象に、「温室効果ガス排出量の算定結果等を基に、部門別のエネルギー使用状況などの詳細を解析し、国際認証基準(中小企業版SBT認定)に沿った、2030(令和12)年以降の温室効果ガス排出量の削減目標の設定」を支援いただくこととしております。 なお、削減目標の設定については、本事業で温室効果ガス排出量の算定支援を行った事業者に加え、独自に温室効果ガス排出量の算定を行った事業者についても支援対象とすることが可能です。 また、「削減目標の達成に向けた社内体制の整備支援」など、公募仕様書を超える追加提案がある場合は、「追加提案内容」として審査を行いますので、企画提案書に記載ください。 おって、脱炭素経営計画(省エネ・再エネ設備の導入など温室効果ガスの削減計画)の策定については、別途、補助事業により支援を行うこととしております。
9	仕様書に「受注者が開発した温室効果ガス排出量管理システム(算定ツール)」を利用して算定を行うこととありますが、算定ツールとして認められるのはどのようなものでしょうか？何か制約があれば教えてください。	「受注者が開発した温室効果ガスの排出管理が可能なシステム(算定ツール)」に特段の制約は設けておりませんが、公募要領(9(3)審査基準)に記載のとおり、「支援対象企業が簡便に利用可能な算定ツール」であるかは審査対象としております。 また、公募要領(7(2)イ 企画提案書)に記載のとおり、算定ツールの概要についても企画提案書に記載が必要となります。

No.	質問内容	回答
10	どうしても別の算定ツールで算定を行いたいという企業がいた場合、必ず算定ツールを当該ツールに置き換えてもらう必要がありますか？ 企業が希望する算定ツールでの算定支援でもよろしいでしょうか？	公募要領(10 契約の締結等)に記載のとおり、「仕様書には必要に応じて受託予定者による企画提案内容を反映させることとし、福岡県と受託予定者との協議の上、本件業務委託に係る仕様書を確定」することとしております。 企画提案内容には「本事業に用いる算定ツール」も含まれておりますので、企画提案された算定ツール以外の算定ツールを用いることは、本事業の支援対象外となります。
11	再委託に関して、要領に全部を委託してはならないとあるが、それ以外の制約はありますか？	公募仕様書(8 再委託)に記載のとおり、「本業務の全部又は大部分を再委託してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、本業務の一部を再委託することができる」としてしております。 また、公募仕様書(10 留意事項)に記載のとおり、「プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること」としてしております。 なお、公募要領(7(2)イ 企画提案書)に記載のとおり、「再委託を予定する業務内容とその理由」については、企画提案書に記載をお願いします。
12	本公募事業を通じて収集・取得した GHG 排出量データについて、以下の内容をご確認させてください。 1. 本事業の目的達成後、再委託先が独自に保有する知見・ノウハウとして、収集した GHG データを他サービス(例:サプライチェーン最適化支援等)に利用することは可能でしょうか。 2. 上記の利用が可能な場合、当該データを二次利用・再分析する際の条件(例:県への報告義務、追加の同意取得、個別事	公募仕様書(6 成果の帰属)に記載のとおり、「本業務の成果品における一切の権利(以下、「著作権等」という。)は、県に帰属する」としてしております。 このため、本事業で得られた成果を、委託先(再委託先)において他の事業や目的に利用することは原則認められません。 ※ 支援を行った事業者自らの意思で、委託先・再委託先に温室効果ガス排出量データ等が提供された場合を除く。

No.	質問内容	回答
	業者への再確認など)があればご教示ください。 3. 事業完了後のデータの保管・管理・利用に関して、県として特別に定めているガイドラインやルールがあれば、あわせて共有いただけますでしょうか。	また、上記のほか、個人情報については、「個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る指針」に基づき、必要な措置を指示することとしております。 指針の詳細は、下記 URL(4ページ以降)を御参照ください。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/25379_17352756_misc.pdf
13	最終的な算定支援先/目標策定先の事業者については、県のHP 等で対外公表されますでしょうか。公表されるとすれば、Scope1・2 の算定結果等も開示となりますか？	福岡県情報公開条例(平成13年福岡県条例第5号)に定める非開示情報に該当しない情報については、情報公開の対象となる場合があります。 また、最終的な取扱いについては受託予定者と県との協議により決定しますが、本事業の成果として、少なくとも「支援を行った事業者名」「事業所名を伏せるなどの加工を行った Scope1・2 の算定結果」については公表対象とすることを想定しております。
14	福岡県内の他自治体と連携して行うことも可能でしょうか？ 例えば、会場となるセミナー地区の自治体とも連携できるとセミナーの運営・周知の観点で、より集客に繋がると考えられます。	他自治体との連携に制約はございませんが、企画提案書に記載する場合は当該自治体の了承を得てください。 なお、「事業の周知、支援企業の募集」については、県から県内市町村等に対し、別途協力依頼を行う予定です。

No.	質問内容	回答
15	同仕様書 4(1)の事業者の対象に、算定結果等を元に中小企業版 SBT 設定に沿った目標設定をすることとの記載がある。 この記載は、あくまで温室効果ガスの削減目標の設定を行うための支援であり、(1)の事業者のうち 55 社に対して中小企業版 SBT を実施するように支援を行うこと、と別であるとの捉え方でよいか。	ご認識のとおりです。 公募仕様書(4(2)イ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援)に記載のとおり、「国際認証基準(中小企業版SBT認定)に沿った、2030(令和12)年以降の温室効果ガス排出量の削減目標を設定」することまでが支援対象であり、「SBT認定の手続きに要する費用は、本支援の対象外」としております。 SBT 認定の手続きを行うかは支援事業者の任意であり、その手続きに要する費用は本事業の支援対象外となります。
16	同仕様書9の金額積算について、同仕様書4(2)オ～クの中で例えば成果報告書の作成のような、「事業の周知、支援企業の募集」「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」に分類されない委託業務内容については、同仕様書9(1)の分類に加えて見積もりの項目を作成することは可能か。	その他費用(成果報告書の作成費用等)については、「事業の周知、支援企業の募集」の区分に計上をお願いします。 なお、積算内容の妥当性についても審査対象としておりますので、固定報酬部分(事業の周知、支援企業の募集)に過大な費用を計上し、成果報酬部分(温室効果ガス排出量の算定支援、温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援)を意図的に低く設定することがないようにしてください。